# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

高知県知事

### 公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I <b>関連情報</b>					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務 				
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務				
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等				
③システムの名称	児童扶養手当管理システム・統合宛名システム・中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	· 名				
受給者情報ファイル、児童情報	Bファイル、現況情報ファイル、返納情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 第57項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第13、16、26、30、47、64、65、87、106項、116項) ・番号法第19条第8号 別表第二(第13、16、26、30、47、64、65、87、106項、116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、12条、19条、35条、36条、44条、53条、59条の2の2) ※番号法別表第二の第30、47の項に係る主務省令は未公布				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	子ども・福祉政策部 子ども家庭課				
8-2-E- (0.7% b	- 101 1-m-				

①部署	子ども・福祉政策部 子ども家庭課				
②所属長の役職名	子ども家庭課長				

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

高知県総務部法務文書課(個人情報コーナー)780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 請求先 088-823-9156

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課 780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 連絡先 088-823-9654

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和5年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重!	点項目評价	<b>画書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載</b>
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシスティ	ムを通じた	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	☆(委託や情報提供ネットワーク	システムを	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去 ····································		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>		
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>		
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査		
10. 従業者に対する教育・	· 啓発		
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	・ まえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	・メールや文書を発送する際に複数人で送付物のチェックを行っている。 ・文書を鍵付きの書庫に保管している		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月28日	全て	旧様式	新様式に変更	事前	